

## 入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する令和8-9年度 松原・下笠ダムゲート設備外点検業務の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

### 一. 業務内容等について

- ①業務名： 令和8-9年度 松原・下笠ダムゲート設備外点検業務  
(電子入札対象案件)
- ②業務場所： 大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム 外2箇所  
なお、上記の外2箇所は次のとおりとする。  
(1) 大分県日田市大山町柚木地内 大山川ダム  
(2) 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵地内 下笠ダム
- ③履行期間： 契約日から令和10年3月27日まで
- ④業務内容： 本業務は、松原ダム、大山川ダム及び下笠ダムに設置されているゲート設備等の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため点検等を行うものである。
- ⑤その他： 本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」の試行業務である。

### 二. 競争に参加するための主な資格について

- ①水資源機構の競争参加資格  
当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けていること。
- ②企業の履行実績  
入札公告に掲げる条件を満たす履行実績を有していること。
- ③技術者の配置  
入札公告に掲げる条件を満たす配置予定管理技術者を配置できること。
- ④その他  
欠格要件に該当しないこと。

### 三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の交付期間  
令和8年2月9日(月)～令和8年2月27日(金)
- ②一般競争参加資格確認申請書(確認資料含む。)の提出期間  
令和8年2月10日(火)～令和8年2月27日(金)
- ③入札書の提出期間  
令和8年3月13日(金)～令和8年3月24日(火)
- ④開札  
令和8年3月25日(水) 10時00分

### 四. その他

本件に関し、仕様書等をダウンロードした方は、「仕様書等の交付受領書」をFAXにて下記までお送りください。

本件に関する問い合わせ先

筑後川上流総合管理所 経理課 松濤、梶島

TEL: 0946-25-0113

FAX: 0946-25-0133

## 入札公告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。  
独立行政法人水資源機構による令和8-9年度 松原・下笠ダムゲート設備外点検業務に係る一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告（入札説明書）によることとします。

令和8年2月9日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川上流総合管理所 前田 剛宏

1. 公告日 令和8年2月9日

### 2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏  
福岡県朝倉市江川1660-67

### 3. 業務概要

- (1) 業務名 令和8-9年度 松原・下笠ダムゲート設備外点検業務  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム 外2箇所  
なお、上記の外2箇所は次のとおりとする。  
①大分県日田市大山町柚木地内 大山川ダム  
②熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵地内 下笠ダム
- (3) 業務内容 別冊仕様書による。
- (4) 履行期間 契約日から令和10年3月27日まで
- (5) 本件は、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。
- (6) 本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」の試行業務である。
- (7) 本業務は、点検業務成績評定の試行業務である。

### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
    - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
    - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 電子入札に参加するために、下記に掲げる条件を満たしている者であること。
- ① 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。  
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。
  - ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
  - ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 次の条件を満たす同種業務の履行実績を有していること。  
本業務の確認申請書等の提出期限までに元請として完了又は完成した同種業務の履行実績を有していること。  
なお、当該実績のうち、工事又は機構が発注した業務にあつては、確認申請書等の提出期限までに成績評定点が確認できるものとし、成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。  
ただし、成績評定が実施されていない実績、評定点が企業に通知されていない実績又は点数での評定を実施していない実績については、発注者の証明を受けた履行（施工）実績証明書（別記様式2，3関係。以下同じ。）又は検査に合格したことを証明する書類（完了認定書等の写し）の確認をもって65点とみなす。

**【同種業務として認める履行実績の要件】**

次の(A)または(B)に示す業務又は工事の実績を有すること。

- (A) ゲート設備の定期点検（年点検）業務
- (B) ゲート設備の製作・据付工事又は整備工事

- ※「ゲート設備」とは、扉体、戸当り（固定部を含む）、開閉装置及び操作制御設備により構成される設備をいう。
- ※「定期点検（年点検）業務」には、実施した点検の結果に応じた経過観察、修繕、改造等の措置の計画・立案を含むものとする。
- ※「製作・据付」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、製作又は購入し、現場施工した場合をいう。
- ※「システム設計」とは、ダム・堰施設技術基準にある「構造設計」「付属施設的设计」「開閉装置の設計」「電気・制御設備の設計（このうち操作制御設備）」等に係る設計一式をいう。
- ※「整備」とは、分解点検を実施して内部の状況を把握し、消耗品の取替、不良箇所の調整や取替を行うもの、又は設備の機能維持のために行う主要部分の更新・改造や機器・部品の取替等を施工した場合をいう。

- (6) 次の①から③に掲げる基準のうち、いずれかを満たす管理技術者（以下「配置予定管理技術者」という。）を本業務に配置できること。なお、配置予定管理技術者は、業務開始時点において申請者自らと雇用関係にある者でなければならない。

① 履行経験

本業務の確認申請書等の提出期限までに元請けとして完了又は完成した同種業務（4.（5）に規定する同種業務）のうち、1件以上の業務又は工事を、業務については管理技術者として、工事については現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、工事主任又は担当技術者の立場で完了又は完成させた経験を有する者であること。

なお、当該実績のうち、工事又は機構が発注した業務にあつては、確認申請書等の提出期限までに成績評定点が確認できるものとし、成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

ただし、成績評定が実施されていない実績、成績評定点が企業に通知されていない実績又は点数での評定を実施していない実績については、発注者の証明を受けた履行（施工）実績証明書又は検査に合格したことを証明する書類（完了認定書等の写し）の確認をもって65点とみなす。

また、転職等により成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、発注者の証明を受けた履行（施工）実績証明書、検査に合格したことを証明する書類（完了認定書等の写し）又は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）の工事实績カルテの写しの確認をもって65点とみなす。

② 実務経験

次のいずれかの実務経験を有する者。

- (A) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において関連学科（関連学科とは「機械工学に関する学科」をいう。以下同じ。）を修めた者で、卒業した後5年以上の実務経験（ゲート設備に関する設計、工事又は管理の業務に従事したことをいう。以下同じ。）を有する者。関連学科以外を修めた者については、卒業した後7年6ヶ月以上の実務経験を有する者。
- (B) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学又は高等専門学校において関連学科を修めた者で、卒業した後3年以上の実務経験を有する者。関連学科以外を修めた者については、卒業した後4年6ヶ月以上の実務経験を有する者。
- (C) 学歴によらない場合は、10年以上の実務経験を有する者。

③ 資格等

次のいずれかの公的資格等を有する者。なお、(F)、(H)及び(M)の資格を有する者については、資格取得後3年以上の実務経験を有する者とする。

- (A) 技術士（機械部門、建設部門、上下水道部門又は農業部門のいずれか。総合技術監理部門の技術部門についても同じ。）

- (B) 監理技術者資格者証（鋼構造物又は機械器具設置）
- (C) 設備管理士
- (D) 計画保全士
- (E) 自主保全士 1 級
- (F) 自主保全士 2 級
- (G) 機械保全技能士 1 級
- (H) 機械保全技能士 2 級
- (I) 機械状態監視診断技術者（振動）カテゴリ I、II、III 又は IV
- (J) 機械状態監視診断技術者（トライボロジー）カテゴリ I、II 又は III
- (K) 土木鋼構造診断士
- (L) 1 級土木施工管理技士
- (M) 2 級土木施工管理技士

(7) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）」に基づき、筑後川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと。  
 なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- (A) 親会社と子会社の関係
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第 2 条第 1 号の 5 に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第 3 条第 4 号第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第 4 条第 2 号に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第 5 条第 5 号第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 5 条第 9 号第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
  - (C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 総合評価落札方式に関する事項

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行業務であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目及び技術点の付与

評価項目に対する技術点の配分は以下に示すとおりとする。（詳細は別紙1のとおり）

また、「②専門技術力」「③企業の信頼性・社会性」は、②と③の合計点に30/38を乗算した値を技術点とする。

- ① 配置予定管理技術者の技術力
  - (A) 技術者の資格（最大5P）
  - (B) 同種業務の経験（最大5P）
- ② 専門技術力
  - (A) 本業務に対する業務計画（最大20P）
  - (B) 企業としての技術力（最大15P）
- ③ 企業の信頼性・社会性
  - (A) 事故及び不誠実な行為（-4～0P）
  - (B) 地域貢献度（最大3P）

## (2) 総合評価の方法

評価は、下記①及び②により得られた価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

- ① 価格点の算定は以下のとおりとする。  
価格点＝価格点の配分×（1－入札価格／予定価格）  
なお、価格点の配分は20点とする。（小数点以下第4位を四捨五入）
- ② 技術点は、上記（1）の①～③について評価項目毎に評価を行い、その合計点とする。  
なお、技術点の最高点は40点とする。（小数点以下第2位を四捨五入）

## 6. 契約担当窓口

〒838-0012 福岡県朝倉市江川1660-67  
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 松濤、柘島  
電話 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133  
メールアドレス：nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp  
本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

## 7. 仕様書等の交付期間等

- (1) 仕様書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。  
入札情報サービスURL：[https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI\\_P/](https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/)
- (2) 仕様書等の交付期間：別表1①のとおり
- (3) 仕様書等の交付を受けた者は、仕様書等の交付受領書を提出すること。  
なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

## 8. 確認申請書等の提出方法等

- (1) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間：別表1②のとおり
- (3) 提出先：確認申請書等の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。
- (5) ファイルの圧縮方法については、ZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。
- (6) 確認申請書等は入札説明書において示す様式により作成すること。
- (7) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (8) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。
- (10) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (11) 入札説明書は確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (12) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。
- (13) 確認申請書等に関する問い合わせ先  
6. 契約担当窓口と同じ。

## 9. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法： 電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間： 別表1③のとおり
- (3) 受付確認： 入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
- (4) 本公告に定める提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したICカードが開札の時に有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのICカードの有効期間に十分留意すること。  
ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。

## 10. 開札日

開札は、筑後川上流総合管理所 経理課にて、別表1④に示す日時に行う。

## 11. 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 7回以内

## 12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。
  - ① 企業の履行実績及び技術力について
    - (A) 記載様式は、別記様式2とする。
    - (B) 競争参加資格に関わる同種業務の履行実績については、当該業務又は工事の実績が確認できる契約書の写し（業務又は工事名、契約期間、契約の両当事者の記名捺印がされている部分）、発注者が完了又は完成を確認した書面（完了又は完成認定書、又は発注者の証明を受けた実績証明書）の写し及び競争参加資格に関する業務又は工事内容が確認できる資料（特記仕様書の抜粋及び点検業務を実績とする場合にあつては、点検結果に応じた措置の計画・立案した資料等）の写しを添付すること。  
ただし、工事实績のうちCORINSに登録されている工事については、工事实績カルテ（一般データ、技術データ）の写しをもって契約書及び完成を確認した書面に代えることができる。  
なお、工事又は機構が発注した業務を実績とする場合にあつては、成績評定点を証明する資料として成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が実施されていない実績、評定点が企業に通知されていない実績又は点数での評定を実施していない実績については、添付の必要はない。
  - (C) 総合評価に関わる同種業務の履行実績については、令和2年4月1日から確認

申請書の提出期限までに元請けとして完了又は完成した請負代金額が250万円以上の同種業務について最大10件を記載すること。

10件を超える記載（11件以降の記載）は評価対象としない。

なお、記載を証明する資料の添付の必要はない。

- (D) 総合評価に関わる点検業務に有用な資格保有者については、申請者自らと雇用関係にある技術者のうち、4.(6)③の公的資格等の保有者の氏名及び資格名について最大10件を記載すること。複数の資格を有する者については1名として計上するため、複数の資格のうち1件のみ記入し、重複して記入しないこと。

10件を超える記載（11件以降の記載）は評価対象としない。

なお、記載を証明する資料の添付の必要はない。

## ② 配置予定管理技術者の資格、経験

- (A) 記載様式は、別記様式3とする。

- (B) 4.(6)に示す競争参加資格に関わる事項について

- (ア) 同種業務の履行経験による場合は、当該業務又は工事の経験が確認できる契約書の写し（業務又は工事名、契約期間、契約の両当事者の記名捺印がされている部分）、発注者が完了又は完成を確認した書面（完了又は完成認定書、又は発注者の証明を受けた実績証明書）の写し及び競争参加資格に関する業務又は工事内容が確認できる資料（特記仕様書の抜粋及び点検業務を履行経験とする場合にあつては、点検結果に応じた措置の計画・立案した資料等）の写し並びに従事役職及び従事期間を確認できる資料の写しを添付すること。

ただし、工事経験のうちCORINSに登録されている工事については、工事実績カルテ（一般データ、技術データ）の写しをもって契約書及び完成を確認した書面に代えることができる。

なお、工事又は機構が発注した業務を実績とする場合にあつては、成績評定点を証明する資料として成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が実施されていない実績、評定点が企業に通知されていない実績又は点数での評定を実施していない実績については、添付の必要はない。

- (イ) 実務経験による場合は、実務経験を証明できる資料を添付すること。

- (ウ) 資格等による場合は、4.(6)③の公的資格等のうち、保有する資格を別紙1「技術者の資格」に示す評価順位の最も高いもの1件について記載し、資格者証の写しを添付すること。

- (C) 総合評価に関わる資格については、保有する資格のうち別紙1「技術者の資格」に示す評価順位の最も高いもの1件について記載し、資格者証の写しを添付すること。

- (D) 総合評価に関わる同種業務の履行経験件数については、令和2年4月1日から確認申請書等の提出期限までに元請けとして完了又は完成した請負代金額が250万円以上の同種業務のうち、業務については管理技術者として、工事については主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は現場代理人の立場で履行したもののについて、最大10件記載すること。

10件を超える記載（11件以降の記載）は評価対象としない。

なお、記載を証明する資料の添付の必要はない。

- (E) 配置予定管理技術者の雇用を証明する書類として、有効期限前の健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書の写し（被保険者記号・番号等は分からないようにマスキングを施すこと。）又はその他雇用関係を証明できる書類の写しを添付すること。

なお、業務開始時までに雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

- (F) 確認申請書等の提出時に配置予定管理技術者が特定できない場合は、4.(6)の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格及び経験の評価が最も低い者で評価する。

## ③ 本業務に対する業務計画

- (A) 記載様式は、別紙2に基づき作成し、別記様式4-1、別記様式4-2に記載するものとする。

- (B) 次に掲げる業務計画について、各課題・テーマ毎に記載するものとする。

課題1. 業務執行体制に係わる事項

① 円滑な業務執行体制の確保について

② 品質確保に係る体制について

課題 2. 点検手順に係わる事項

- ③ 安全管理について
  - ④ ゲートの誤操作防止対策について
  - ⑤ 点検に係わる事故リスク軽減対策について
- (C) 業務計画は、テーマ毎に具体的かつ有効で実現性のある内容とし、簡潔かつ要領よく記述するものとする。
- (D) 記載にあたっては、課題 1. に対し、A 4 サイズ片面 1 枚以内、課題 2. に対し、A 4 サイズ片面 2 枚以内、文字サイズ 10.5 ポイントとし、配置予定管理技術者が記載すること。枚数制限を超えて記載した内容（課題 1. は 2 枚目以降の記載、課題 2. は 3 枚目以降の記載）については、加点評価対象としない。
- ④ 災害協定等による地域貢献の実績
- (A) 記載様式は、別記様式 5 とする。
  - (B) 大分県または熊本県内における地域貢献として大分県または熊本県内に所在する機構、国、特殊法人等又は地方公共団体の施設に係る災害協定を直接締結している場合は、その相手方との協定内容について記載すること。ただし、確認申請書等の提出日における当該協定の有効性が明確にできなければ実績として認めないので、約款等の写しをもって、当該協定の有効期限等を証明すること。  
なお、災害協定の締結が協会等を介している場合も実績として認める。
  - (C) 機構と「災害等発生時における応急対策業務に関する協定（筑後川局管内）」を締結している場合は、その協定内容について記載すること。ただし、確認申請書等の提出日における当該協定の有効性が明確にできなければ実績として認めないので、協定の写しをもって証明すること。
  - (D) 災害協定には、大分県または熊本県内に所在する機構、国、特殊法人等又は地方公共団体の施設に係る緊急応急工事の請負契約候補者に選定されている場合も含む。この場合、緊急応急工事の請負契約候補者に選定されていることが確認できる通知等の写しを添付すること。
  - (E) 災害協定締結の実績は合わせて最大 2 件までとする。3 件以上の記載があった場合は、本項目の実績として認めない。

13. 確認申請書等のヒアリング

- (1) 確認申請書等のヒアリングを実施する。詳細は申請者に対し別途通知する。
- ① 実施場所： 〒 8 3 8 - 0 0 1 2  
福岡県朝倉市江川 1 6 6 0 - 6 7  
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 会議室
  - ② 実施日時： 別表 1 ⑤ のとおり  
ヒアリングの時間は協議の上、決定する。
  - ③ 出席者： 配置予定管理技術者 1 名  
(複数名の候補を記載している場合、出席する配置予定管理技術者は機構が指名する。)
- (2) 配置予定管理技術者がヒアリングに参加しなかった場合は、競争参加資格を認めない。
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

14. 競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4. (2)① の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (2)②、③ 並びに (3) から (9) までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において 4. (2)① に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。  
なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び分任契約職が競争参加資格がないと認めた者は、本競争に参加することができない。

- (3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、電子入札システムにより別表1⑥に示す期日までに通知する。なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。当日までに、通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

#### 15. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限：別表1⑦のとおり

② 提出先：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出すること。

- (2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑧に示す期日までに説明を求めた者に対し電子メール又はFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

#### 16. 入札説明書等に関する質問

- (1) 確認申請書等・設計図書に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：別表1⑨のとおり

② 提出場所：6. 契約担当窓口と同じ。

③ 提出方法：電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出すること。

- (2) 上記の質問に対する回答書は、入札情報サービスにより本公告に追加で掲示する。

① 掲示日：別表1⑩のとおり

#### 17. 契約保証金

契約保証金：免除

#### 18. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行う。

- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかったときは、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。

- (3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。

- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 19. 入札の無効等

- (1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札、競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

- (2) 死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定管理技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
- ① 確認申請書等の提出後から競争参加資格の有無の通知を受けるまでの期間  
：書面により申し出を行い、確認申請書等の取り下げを行うこと。（書面の様式は任意）
  - ② 競争参加資格の有無の通知後から入札書の提出までの期間  
：入札の辞退を行うこと。
  - ③ 入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間  
：書面により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。（書面の様式は任意）
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札した場合又は配置予定管理技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合（入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は除く。）においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

## 20. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で5.(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち5.(2)の評価値が最も高いものを落札者とする可能性がある。
- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式（電子くじ）により決定する。

## 21. 低入札価格調査

- (1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。（詳細は別紙3（低入札価格調査関係）のとおり）
- (2) 契約締結後においても、調査内容の確認のため資料の提出を求める。
- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を講ずることがある。

## 22. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 23. 配置予定管理技術者の確認

- (1) 落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていない事実が確認された場合は、契約を結ばない（解除する）ことがある。
- (2) 落札者の決定後（契約締結後）、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定管理技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定管理技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 24. 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

## 25. 入札の延期等

- (1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
- (2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある

## 26. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

## 27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 本業務の契約締結は、令和8年4月1日以降とする。
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 電子入札システムの運用時間は平日 8：30～20：00である。
- (7) 入札情報サービスの運用時間は平日 6：00～23：00である。  
土日祝日 8：00～20：00である。
- (8) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。  
電子入札ヘルプデスク  
電 話： 03-3456-7475  
メ ー ル： water-help[@]efftis.jp  
※@前後の[]を削除して送信ください。  
受付時間： 9：00～12：00、13：00～17：30  
※土日・祝日（振替休日含む）、年末年始除く。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	入情	仕様書等の交付期間	令和8年2月9日(月)から 令和8年2月27日(金)まで
②	電子	確認申請書等の提出期間	令和8年2月10日(火) 9時から 令和8年2月27日(金) 16時まで
③	電子	入札書の提出期間	令和8年3月13日(金) 9時から 令和8年3月24日(火) 16時まで
④	—	開札日	令和8年3月25日(水) 10時00分
⑤	—	確認申請書等のヒアリング	令和8年3月2日(月)から 令和8年3月4日(水)まで
⑥	電子	競争参加資格の結果の通知日	令和8年3月12日(木) 17時まで
⑦	郵送 又はメール	競争参加資格が無いと認めた 者に対する理由の説明要求期 限日	令和8年3月19日(木) 16時まで
⑧	FAX 又はメール	上記⑦に対する回答期限日	令和8年3月24日(火)まで
⑨	郵送 又はメール	確認申請書等・設計図書に關す る質問提出期間	令和8年2月10日(火)から 令和8年2月19日(木) 16時まで
⑩	入情	上記⑨に対する回答期間	令和8年2月25日(水)から 令和8年3月18日(水)まで

## 【用語】

入情：入札情報サービス

電子：電子入札システム

別紙1 評価項目に対する技術点の配分

評価項目	評価基準	評価点数の配分(細別)	評価点数の配分(最大値)	技術点の配点(最大値)					
① 配置予定管理技術者の技術力	以下の順位で評価する。	—							
	1. 以下のいずれかの資格を有する者 ・技術士（機械部門） ・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）） ・技術士（総合技術監理部門（上記2部門と同じ科目）） ・機械状態監視診断技術者（振動）カテゴリⅢ又はⅣ ・機械状態監視診断技術者（トライボロジー）カテゴリⅢ ・設備管理士 ・土木鋼構造診断士	5 P	5 P	10点 (=評価点数)					
	2. 以下のいずれかの資格を有する者 ・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート以外）） ・技術士（上下水道部門） ・技術士（農業部門） ・技術士（総合技術監理部門（上記3部門と同じ科目）） ・計画保全士 ・機械状態監視診断技術者（振動）カテゴリⅡ ・機械状態監視診断技術者（トライボロジー）カテゴリⅡ	3 P							
	3. 以下のいずれかの資格を有する者 ・機械保全技能士1級 ・自主保全士1級 ・機械状態監視診断技術者（振動）カテゴリⅠ ・機械状態監視診断技術者（トライボロジー）カテゴリⅠ ・監理技術者資格者証（鋼構造物又は機械器具設置）	2 P							
	4. 以下のいずれかの資格を有する者 ・機械保全技能士2級（3年以上の実務経験を有する者） ・自主保全士2級（3年以上の実務経験を有する者） ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士（3年以上の実務経験を有する者）	1 P							
	5. 上記1～4までの資格を有しない者	0 P							
同種業務の経験	令和2年4月1日 から確認申請書等の提出期限までに元請けとして完了又は完成した請負代金額が250万円以上の同種業務のうち、業務については管理技術者として、工事については主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は現場代理人の立場での履行経験件数	10件 5 P 5～9件 3 P 1～4件 1 P 0件 0 P	5 P						
② 専門技術力	本業務に対する業務計画 課題1. 業務執行体制に係わる事項 ① 円滑な業務執行体制の確保について ② 品質確保に係る体制について 課題2. 点検手順に係わる事項 ③ 安全管理について ④ ゲートの誤操作防止対策について ⑤ 点検に係わる事故リスク軽減対策について (業務計画についてはヒアリングを合わせて実施し、総合的に評価する。)	課題1： 最大8 P 課題2： 最大12 P	20 P	30点 (=評価点数×30/38)					
		企業としての技術力	令和2年4月1日 から確認申請書等の提出期限までに元請けとして完了又は完成した請負代金額が250万円以上の同種業務の履行実績件数		10件 5 P 5～9件 3 P 1～4件 1 P 0件 0 P	15 P			
	入札説明書4. (6)③に示す公的資格等の保有者の人数		10人 5 P 5～9人 3 P 1～4人 1 P 0人 0 P						
			機構が発注した機械設備点検業務における過去6年間（令和2年1月1日から令和7年12月31日まで）の業務成績評定点の平均点 ※1		80点以上 5 P 70点以上 (平均点-70)/2P 80点未満 70点未満 0 P				
					事故及び不誠実な行為		機構が発注した工事等で過去4年間（令和3年度から令和6年度）に受けた文書注意又は口頭注意の有無	文書注意 -2 P 口頭注意 -1 P なし 0 P	-4 P (最大値) ※2
							地域貢献度・社会性	大分県または熊本県内における災害協定等による地域貢献の実績	機構との協定 3 P 国、地方公共団体、特殊法人等との協定 1 P 協定なし 0 P
	合 計				40点				
	※1 過去6年間の業務成績評定点の平均点は、少数点以下第2位を四捨五入する。 ※2 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置」に基づく、文書・口頭注意無：0 P、口頭注意有：-1 P、文書注意有：-2 Pとする。 なお、口頭注意及び文書注意が複数回の場合は、口頭注意有：-2 P、文書注意有：-4 Pとする。								

## 別紙2 本業務に対する業務計画

点検の品質及び安全を確保するための取組について、各課題及びテーマに対しての業務計画を作成するものとする。

記載する業務計画は、テーマ毎に具体的かつ有効で実現性のある内容とし、簡潔かつ要領よく記述するものとする。

### 課題1. 業務執行体制に係わる事項

〈テーマ〉

- ① 円滑な業務執行体制の確保について  
点検員（交代要員を含む）の確保、作業工程の管理、遅延要因の排除、その他円滑な業務実施に繋がる取組を記載するものとする。
- ② 品質確保に係る体制について  
点検結果のチェック体制、傾向管理の実施方法、点検員の教育・研修派遣、点検従事者のモチベーション向上施策（昇級昇格、表彰制度等）の取組、その他品質確保に繋がる取組について記載するものとする。

### 課題2. 点検手順に係わる事項

〈テーマ〉

- ③ 安全管理について  
安全教育の実施方法、店社パトロールの実施方法、暴風雨時や地震発生時の対応方法及び安全に係わる新技術の採用、その他安全管理の向上に繋がる取組について記載するものとする。
- ④ ゲートの誤操作防止対策について  
注意喚起方法、操作員の配置方法、操作訓練方法、操作に関するKY安全ミーティングの実施方法、その他誤操作防止に繋がる取組について記載するものとする。
- ⑤ 点検に係わる事故リスク軽減対策について  
本業務実施時に想定される対象設備・機器等に係る事故リスク（設備の破損・損傷、人事災害等（実例でもよい））を例にあげ、予防・軽減対策、事象発生時等の対応方法、その他リスク軽減に繋がる取組について記載するものとする。

### 別紙3（低入札価格調査関係）

#### 競争契約入札心得第12条第2項に係る調査について

- 1 契約相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合の基準は、予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）とし、その基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、競争契約入札心得第12条第2項に係る調査（低入札価格調査）を実施する。
- 2 開札の結果、基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対し「保留」と宣言し、物品等の調達に関する事務処理要領第18条第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
  - (1) 当該価格により入札した理由
  - (2) 入札価格の内訳書
  - (3) 当該契約の履行体制
  - (4) 手持ちの点検業務等の状況
  - (5) 配置予定管理技術者名簿
  - (6) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
  - (7) 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
  - (8) 業務内容等確認書
  - (9) 経営状況
  - (10) 信用状況
- 4 適正な調査及び調査内容の実行を担保するための措置
  - (1) 虚偽説明等への対応  
調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日付け6経契第443号）別表第1第1号により指名停止を行う。
  - (2) 結果の公表  
低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。
  - (3) 契約後の取扱い  
本調査を経て契約を行った点検業務等については、本調査で提出された資料等を監督員に引き継ぐものとし、仕様書で定められた業務計画書の内容についてヒアリングを行った結果、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
  - (4) 調査の対象者は、提出期限までに理由を記した辞退書を提出することで当該調査を辞退することができる。

令和8－9年度 松原・下笠ダムゲート設備外点検業務に係る  
確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ① 一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・様式1
  - ② 企業の履行実績及び技術力について・・・・・・・・・・様式2
  - ③ 配置予定管理技術者の資格、経験・・・・・・・・・・様式3
  - ④ 本業務に対する業務計画・・・・・・・・・・様式4－1，2
  - ⑤ 災害協定等による地域貢献の実績・・・・・・・・・・様式5
  - ⑥ 上記②、③、⑤に係る契約書等の写し
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 確認申請書等は、電子入札システムを用いて次のとおり申請するものとする。
  - ① (1)①の「一般競争参加資格確認申請書（表紙）」は、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。（3MBまで添付可能）
  - ② (1)②の「企業の履行実績及び技術力について」から⑥の「②、③、⑤に係る契約書等の写し」については、電子入札システムの「技術資料」の画面に添付すること。（10MBまで添付可能）
  - ③ 許容容量を超える場合は、事前に契約担当窓口連絡し、CD-Rに保存し（締切日時必着）で提出すること。  
なお、CD-Rにて確認申請書等を提出した場合においても、確認申請書等の提出期限までに電子入札システムにおいて、(1)①の「一般競争参加資格確認申請書（表紙）」のみを「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。



様式1

## 一般競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川上流総合管理所 前田 剛宏 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和8年2月9日付けで入札公告のありましたに係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。  
なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び入札に参加しようとする他者との間において同公告4.(8)資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 企業の履行実績及び技術力について(様式2)
- 2 配置予定管理技術者の資格、経験(様式3)
- 3 本業務に対する業務計画(様式4-1, 2)
- 4 災害協定等による地域貢献の実績(様式5)
- 5 1, 2, 4に係る契約書等の写し
- 6 問い合わせ先  
担当者氏名 : 〇〇 〇〇  
担当部署 : 〇〇〇(株)本店〇〇部〇〇課  
電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内)〇〇〇〇]  
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス : \*\*\*\*@\*. \*\*

## 企業の履行実績及び技術力について

(業務名：【公告件名を記載してください】)

会社名：〇〇〇(株)

### (1) 競争参加資格に関わる同種業務の履行実績

①業務分類	
②業務名称	(CORINS登録番号： )
③発注機関	
④業務期間	自 ~ 至
⑤業務概要	
⑥成績評定	点

- ① 同種業務の実績の記載は1件とする。
- ② 業務分類は、点検業務を実績とする場合は「点検業務」、工事を実績とする場合は「工事」と記載すること。
- ③ 業務概要には同種業務の実績とわかるように具体的に記載すること。
- ④ 成績評定は、成績評定点がある実績の場合に記載すること。成績評定点がないものについては、「評定点なし」と記載すること。
- ⑤ 12. (2) ①(B)に基づき、確認できる資料の写しを添付すること。

(2) 総合評価に関わる同種業務の履行実績

	業 務 名	発注機関	履行期間	契約金額	対象設備名
1	〇〇〇〇点検業務	水資源機構	H〇/〇/〇 ~H〇/〇/〇	##, ###千円	〇〇設備 〇〇設備
2	〇〇〇〇〇設備工事	国土交通省	H〇/〇/〇 ~H〇/〇/〇	##, ###千円	〇〇設備
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- ① 12. (2) ①(C)に基づき記載すること。  
※記載の欄の明示は記入例である。

(3) 総合評価に関わる点検業務に有用な資格保有者

	保有者氏名	資格名	資格証等番号
1	〇〇 〇〇	技術士 (〇〇部門)	
2	□□ □□	技術士 (□□部門)	
3	△△ △△	技術士 (△△部門)	
4	●● ●●	機械状態監視診断技術者 (振動) カテゴリ〇	
5	■ ■ ■ ■	〇〇技術士〇級	
6	▲▲ ▲▲	管理技術者 (機械設備) (水資源機構認定)	
7			
8			
9			
10			

- ① 12. (2) ①(D)に基づき記載すること。  
※記載の欄の明示は記入例である。

(例：様式2，3関係)

## 業務の履行実績証明書

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
〇〇 〇〇 殿

〔発注者〕 〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 印

### 記

下記業務を履行し、完了したことを証明します。

業 務 名	〇〇〇〇〇業務
履 行 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町地内
請負代金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
履 行 期 間	自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
業務の内容	(業務全体の内容を記載すること。)
従事技術者	〇〇技術者 〇〇 〇〇
従 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

※工事を実績とする場合においては、「業務」を「工事」など適宜読み替えること。

## 配置予定管理技術者の資格、経験

(業務名：【公告件名を記載してください】)

会社名：○○○(株)

(1) 配置予定管理技術者

①氏名		②生年月日	
③最終学歴			
④資格			
・○○○	登録番号	取得年月日	

(2) 競争参加資格に関わる同種業務の履行経験

⑤業務名称	(CORINS登録番号： )		
⑥発注機関			
⑦業務期間	自	～	至
⑧従事役職			
⑨従事期間	自	～	至
⑩業務概要			
⑪成績評定	点		

- ① 複数の配置予定管理技術者を記載する場合、候補者毎に別葉とすること。
- ② 従事役職は、同種業務における職務（管理技術者、現場代理人等）を記載すること。
- ③ 従事期間は、同種業務における上記従事役職として従事した期間を記載すること。
- ④ 業務概要は、同種業務の実績とわかるように具体的に記載すること。
- ⑤ 成績評定は、成績評定点がある実績の場合に記載すること。成績評定点がないものについては、「評定点なし」と記載すること。
- ⑥ 12. (2) ②(B)に基づき、確認できる資料の写しを添付すること。

(3) 競争参加資格に関わる実務経験

(4. (6) ②又は4. (6) ③のうち実務経験が必要な資格による場合)

①氏 名：		
職 名	実務経験の内容	実務経験年月
		H○年○月から H○年○月迄
		H○年○月から R○年○月迄
実務経験年数合計		○年○月

(4) 総合評価に関わる同種業務の履行経験件数

	業務名	発注機関	履行期間	契約金額	従事役職	点 検 設備名
1	○○○点検 業務	水資源機構	H○/○/○ ~R○/○/○	##, ###千円	管理技術者	○○設備 ○○設備
2	○○○○○ 点検業務	国土交通省	R○/○/○ ~R○/○/○	##, ###千円	管理技術者	○○設備
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

① 複数の配置予定管理技術者を記載する場合、候補者毎に別葉とすること。

※記載の欄の明示は記入例である。

## 本業務に対する業務計画

(業務名：【公告件名を記載してください】)

会社名：〇〇〇(株)

業務計画内容

課題 1. 業務執行体制に係わる事項

**【① 円滑な業務執行体制の確保について】**

(点検員 (交代要員を含む) の確保)

(作業工程の管理)

(遅延要因の排除)

(その他円滑な業務実施に繋がる取組)

**【② 品質確保に係る体制について】**

(点検結果のチェック体制)

(傾向管理の実施方法)

(点検員の教育・研修派遣)

(点検従事者のモチベーション向上施策 (昇級昇格、表彰制度等) の取組)

(その他品質確保に繋がる取組)

① 12. (2) ③に基づき記載すること。

## 本業務に対する業務計画

(業務名：【公告件名を記載してください】)

会社名：〇〇〇(株)

業務計画内容	課題 2. 点検手順に係わる事項
<p>【③ 安全管理について】 (安全教育の実施方法)</p> <p>(店社パトロールの実施方法)</p> <p>(暴風雨時や地震発生時の対応方法)</p> <p>(安全に係わる新技術の採用)</p> <p>(その他安全管理の向上に繋がる取組)</p> <p>【④ ゲートの誤操作防止対策について】 (注意喚起方法)</p> <p>(操作員の配置方法)</p> <p>(操作訓練方法)</p> <p>(操作に関するKY安全ミーティングの実施方法)</p> <p>(その他誤操作防止に繋がる取組)</p>	

【⑤ 点検に係わる事故リスク軽減対策について】

〇〇〇〇（事故リスク名）

（想定（実例）事故リスクの概要）

（予防・軽減対策）

（事象発生時の対応方法）

（その他のリスク軽減に繋がる取組）

① 12. (2) ③に基づき記載すること。

## 災害協定等による地域貢献の実績

(業務名：【公告件名を記載してください】)

会社名：〇〇〇(株)

協定の相手方及び協定者	<p>協定名：〇〇〇〇災害協定</p> <p>相手方：〇〇〇総合事業所 (機構、国等、都道府県、政令市、市町村)</p> <p>協定書の写し：別途添付する。ただし、審査基準日における当該協定の有効性が明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書等の写しをもって、当該協定の有効期限等を証明すること。</p>
-------------	---

- ① 12. (2) ④に掲げる災害協定の実績について記載すること。
- ② 災害協定締結の実績は、合わせて最大 2 件まで記載できるものとする。  
なお、3 件以上の記載があった場合は、本項目の実績として認めない。
- ③ 災害協定には、緊急応急工事の請負契約候補者に選定されている場合も含む。この場合、緊急応急工事の請負契約候補者に選定されていることが確認できる通知等の写しを添付すること。